

一 毎月、賃金ヲ確実ニ支拂フコト

一 解雇絶対反対

外ハ限

解決事項

一 賃金ニ割増上ハ今級減可ク繰過スルコト

一 工場法規定ノ休業時官勵行スルコト

一 罰休ノ廃止

一 職工監督局中林ノ工場主ヨリ十分減シムルコト